

宇部市立小・中学校の学校再開へ向けた対応について

令和2年5月 日
宇部市教育委員会

1 宇部市教育委員会の基本方針

- (1) 社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていく。
- (2) 児童生徒の学力の保障を最優先に取り組む。その上で、体験活動等による心身の健康や豊かな心の育成を図るため、教育課程や学校行事等を工夫して実施する。
- また、コロナに対する正しい理解や行動、感染者や濃厚接触者・医療従事者等に対する偏見や差別が生じないように指導を徹底して行う。

2 宇部市教育委員会の再開に向けた対応について

(1) 学校再開 令和2年5月25日(月)

- 第1週 5月25日(月)～29日(金) 通常登校(午前)、給食無、部活動無
※5月30(土)、31日(日)の部活動は中止
- 第2週以降 6月1日(月)～ 通常登校、給食有、部活動有(短縮)
※6月以降の土日・祝日の部活動については当面時間短縮
※5月18日(月)～22日(金)に臨時登校日を学校単位で設け、生活リズムを取り戻すための「ならし登校(分散登校等)」を行う

(2) 長期休業の短縮

- 夏季休業 令和2年 8月 1日(土)～令和2年 8月16日(日) 16日間
○冬季休業 令和2年12月26日(土)～令和3年 1月 4日(月) 10日間

(3) 行事等の中止(現段階)

- 市主催・共催行事 音楽祭、版画展、中学生議会 ※美術展はWeb開催の予定
○学校行事 職場体験学習
※運動会・文化祭等(内容・時間短縮等を検討)
修学旅行(実施<変更含>又は中止を検討)
- 授業 保健体育科(水泳の実技)

3 学校再開の対応(文部科学省 学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫【R2.5.1付】に基づく)

(1) 保健管理等に関すること

- 毎朝の検温及び健康観察の徹底
(健康観察カードの作成、検温未実施の児童生徒は保健室で実施)
- 手洗い、咳エチケットの徹底(児童、生徒、教職員ともに必ずマスクを着用)
- 学校の全ての場における換気の徹底(特にエアコン使用時の換気)
- 消毒の徹底(ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの児童生徒等が手を触れる箇所は1日1回、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して消毒)

(2) 学習指導等に関すること

- 授業実施について
- ・学級単位での活動を基本とし、それ以上の人数での活動を避ける
 - ・学級を2つに分けて行う少人数指導等を可能な限り取り入れる

- ・机の間隔を可能な限り空けて、グループ活動を極力控える
- 各教科等の指導における感染症対策について
感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い学習指導については行わない
当面、指導の順序変更、各教科等の指導計画の見直し等の必要な措置を講じる
例・音楽科（狭い空間や密閉状態での歌唱指導、身体の接触を伴う活動）
 - ・家庭科、技術・家庭科（調理等の実習）
 - ・体育科、保健体育科（密着する運動、近距離で組み合ったりする運動）

（3）新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

- 新型コロナウイルスに関する正しい知識や人権感覚を身につけることができるようにする
- 感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるようにする

（4）学校給食について

- 感染症対策（配膳を行う児童生徒、教職員の健康確認の徹底、食事前の手洗いの徹底、机を向かい合わせにしない、会話を控える等）を徹底した上で通常の給食を実施する
- 感染のリスクが高まった場合は、配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）または、弁当持参に切り替える

（5）学校図書館の活用について

- 感染症対策（手洗い・咳エチケット、人数制限・時間制限等の実施）を徹底した上で貸し出しを実施する

（6）登下校の工夫について

- 校門や玄関口等での密集が起こらないように工夫する（時間帯・場所の分散）
- 集団登下校を行う際には、密接とならないよう指導する（地域の見守りボランティアや地域支援チーム、コミスク関係機関等との連携）

（7）出欠の扱いについて

- 学校全部を休業とする場合
 - ・任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まない
- 学校の一部を休業とする場合
 - ・児童生徒の出欠の取扱いについては以下のとおりとなる。
 - ア 学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
 - イ 学年の一部を休業とした日数は授業日に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒・やむを得ず学校に登校できない児童生徒については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する

（8）教職員の出勤について

- 感染症対策（毎朝の検温及び健康観察、手洗い、マスクの着用等）の徹底
- 可能な範囲で当面在宅勤務や時差出勤等の勤務形態の工夫

4 その他

（1）登校できない児童生徒への学習保障について

オンライン学習の実施について検討（授業のライブ配信等）

（2）学校で感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応について

- ①児童生徒、教職員が感染者になった場合→該当学校を臨時休校（2週間程度）
- ②児童生徒、教職員が濃厚接触者になった場合→該当者を出席（出勤）停止（2週間程度）
※感染状況等により、市立全小中学校を一斉臨時休校にすることもある

（3）再度の一斉臨時休校、9月始業(入学)について

第二波、第三波による再度の一斉臨時休校や、9月始業(入学)が実施される場合は、行事や長期休業の短縮について見直していく